

(証券コード1382)

2023年9月7日

(電子提供措置の開始日 2023年9月5日)

株 主 各 位

北海道上川郡東神楽町14号北1番地

株 式 会 社 ホ ー ブ

代表取締役社長 政 場 秀

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、株主様全体の公平性への配慮から、ご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめとさせていただきます。

当社ウェブサイト https://hob.co.jp/ir_information/



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、IRニュースをご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ホーブ」又は「コード」に当社証券コード「1382」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、議決権の行使期限である2023年9月27日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 北海道旭川市4条通9丁目1703番地
旭川北洋ビル 8階 大ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第37期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第37期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することとさせていただきます。

以上

- ~~~~~
1. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響はあったものの、段階的な行動制限の緩和による経済活動正常化の動きが見られました。しかしながら、ウクライナ情勢の緊迫化が長期にわたっていることに加え、世界的な資源価格の値上がりや円安が大幅な物価上昇を招き、個人消費が低迷するなど、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、自社品種「夏瑞／なつみずき」（品種登録名「ペチカほのか」）の生食用販売、業務用販売を中心に、いちご果実及びその他青果物の販売に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は2,489,362千円（前期比4.4%減少）、営業利益は135,111千円（前期比8.7%減少）、経常利益は138,790千円（前期比7.3%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は110,353千円（前期比22.4%減少）となりました。

当連結会計年度の当社グループが営む事業は、いちご果実・青果事業、種苗事業、馬鈴薯事業、運送事業の4事業となっております。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(いちご果実・青果事業)

いちご果実・青果事業の主力商品は業務用いちご果実であります。当連結会計年度においては、夏秋期は「コア」（品種登録名「ペチカエバー」）、「夏瑞／なつみずき」（品種登録名「ペチカほのか」）などの自社開発品種と輸入いちごを、その後は国産促成いちご（とちおとめ、紅ほっぺなど）を主に販売しております。

夏秋期の自社品種については、生産面積の減少はありましたが、「夏瑞／なつみずき」の販売が引き続き好調に推移いたしました。また、8月中旬から9月にかけての出荷数量の落ち込みが昨年に比べ少なかったことで、販売数量は確保されました。しかしながら、残暑の影響を受けて苗の回復が遅れ、10、11月の出荷数量が伸び悩んだことで、自社品種の販売数量は、前期に比べ減少することとなりました。

12月のクリスマス期におきましては、促成いちごの生育が前進傾向であった前年に対し、今年度は残暑による定植の遅れと定植後の天候不良により生育が遅れることとなり、業務用サイズの入荷量が品薄傾向で推移いたしました。このため、業務用サイズのいちご市場相場価格は前年に比べ上昇いたしました。クリスマス期のケーキ需要は、原材料価格の高騰による商品売価の上昇に加え、全般的な物価上昇が個人消費の動向に影響を及ぼし、大手洋菓子メーカーを中心に減少いたしました。これにより、いちご果実の販売数量は減少することとなりましたが、いちご市場相場価格による販売単価が上昇したことで売上高、利益ともに前年同時期を上回りました。

年明け以降も全般的な物価の上昇による個人消費動向への影響は続き、さらに鳥インフルエンザによる鶏卵不足により大手取引先を中心にいちごを使用した商品の製造中止等が発生し、1～6月のいちご果実の販売数量が前年を下回る結果となりました。

その他の青果物におきましては、コンビニエンスストアをはじめとした既存取引先において、フルーツの使用量が増加したことで、売上高、利益ともに前期を上回りました。

この結果、当連結会計年度におけるいちご果実・青果事業の売上高は2,149,645千円（前期比5.9%減少）、営業利益は222,685千円（前期比5.0%減少）となりました。

（種苗事業）

種苗事業は、自社いちご品種の「ペチカほのか」（商品名「夏瑞／なつみずき」）と「ペチカエバー」（商品名「コア」）を生産販売しております。自社いちご品種苗の販売先となる生産者は、一部を除き、栽培契約に基づいて、生産するいちご果実を当社に出荷しております。

当連結会計年度におきましては、「ペチカほのか」「ペチカエバー」の種苗販売本数の増加により種苗売上高が微増いたしました。また、引き続き夏秋いちご品種の共同開発事業に伴う収入が発生しております。

この結果、当連結会計年度における種苗事業の売上高は93,042千円（前期比3.0%増加）、営業利益は57,252千円（前期比13.8%増加）となりました。

（馬鈴薯事業）

馬鈴薯事業は、主に種馬鈴薯の生産販売、仕入販売と、青果馬鈴薯の仕入販売からなり、主要売上品である種馬鈴薯には、秋から春にかけて販売する春作と夏に販売する秋作の2体系がありますが、そのメインは春作種馬鈴薯です。

秋作向けにおいては、種馬鈴薯生産のための原種の供給不足や、産地である青森での豪雨による生産数量減少の影響はありましたが、仕入数量の確保に努めた結果、販売数量は前期に比べ増加させることができました。メインとなる春作向けは、青森での豪雨による生産数量の減少により一部品種の仕入数量の確保が困難となったほか、取扱量が減少した主要取引先もあり、販売数量は減少することとなりました。これにより売上高は減少いたしました。この結果、経費削減に努めた結果、利益は確保することができました。

この結果、当連結会計年度における馬鈴薯事業の売上高は123,099千円（前期比8.8%減少）、営業利益は9,483千円（前期比11.3%増加）となりました。

（運送事業）

運送事業は、連結子会社「株式会社エス・ロジスティックス」が行っております。関東圏を中心とした事業展開で当社の商品配送を中核としつつ、一般荷主からの配送業務受託も行っております。

当連結会計年度におきましては、一般荷主からの配送業務の受託を積極的に推進した結果、売上高は増加しました。一方で、外注費の増加、配送車両の増車に伴う減価償却費の増加及び燃料費の高騰などの影響により、利益は減少することとなりました。

この結果、当連結会計年度における運送事業の売上高は、123,575千円（前期比28.6%増加）、営業利益1,842千円（前期比81.1%減少）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は10,033千円であります。

その主なものは、当社の物流センターの冷却機器の更新（4,160千円）、いちご苗の採種圃設備（1,769千円）、子会社である株式会社エス・ロジスティックスの車両の購入（4,104千円）であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第34期 (2020年6月期)	第35期 (2021年6月期)	第36期 (2022年6月期)	第37期 (2023年6月期)
売上高 (千円)	3,230,299	3,039,041	2,604,674	2,489,362
経常利益 (千円)	26,731	109,438	149,666	138,790
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	28,948	108,305	142,243	110,353
1株当たり当期純利益 (円)	38.00	142.17	186.73	144.88
総資産額 (千円)	970,616	974,949	1,081,368	1,108,040
純資産額 (千円)	468,527	577,179	719,374	787,717
1株当たり純資産額 (円)	615.04	757.71	944.38	1,034.18

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第36期の期首から適用しており、第36期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
株式会社エス・ロジスティックス	40百万円	100.0%	運送事業

(6) 対処すべき課題

①いちご果実・青果事業の収益拡大

当社は、夏秋期において自社いちご品種「ペチカほのか（商品名：夏瑞／なつみずき）」「ペチカエバー（商品名：コア）」を中心に販売しております。

「夏瑞／なつみずき」は、食味・香りの良さ等の特徴が評価され、生食用向けに、ふるさと納税の返礼品を始め、ギフト商品としての需要が年々高まっております。また、業務用としても、「夏瑞／なつみずき」を冠した商品が定着し、着実に消費者への浸透が進んでおります。生産者の高齢化等を理由に自社品種の栽培面積は減少傾向にあることから、生食用向け販売を推進し、利益率の向上を目指してまいります。さらに、収量性の高い「コア」及び他品種も併用することで、収益の安定化に努めてまいります。

促成いちご販売時期においては、採算性を重視した、仕入・販売体制を継続するとともに、業務の効率化を図り経費を圧縮することで、いちご果実・青果事業全体としての利益向上を目指してまいります。

②種苗事業の収益拡大

種苗事業は、自社品種の「ペチカほのか」と「ペチカエバー」を、当社と栽培契約を締結した生産者へ、果実生産をしてもらう種苗の販売を主力としております。近年は、生産者の高齢化などにより、この種苗の販売本数は減少傾向にあります。

「ペチカほのか」は、これまでの夏いちごに比べ、食味の良さや果実が大玉となることが特徴で、非常に高い評価を受けており、最近では観光農園等からの需要も増えつつあります。また、「ペチカエバー」は、業務用としての収量性や秀品率が極めて高い特徴を有しております。これら2品種の優位性を十分に活かし、国内への産地展開を図るとともに、海外での展開も視野に入れた事業を推進することで、種苗事業の収益拡大に努めます。

さらに、近年の猛暑等の気象変動に対応し、温暖で高温環境となる地域でも栽培を可能とする耐暑性に優れた夏秋いちごの新品種開発、温度、湿度、光などの環境を制御した中での優良果実の生産方法の確立に取り組んでまいります。

③馬鈴薯事業の収益の維持

馬鈴薯事業においては、主に種馬鈴薯の生産販売及び仕入販売を行っております。当社は、国内の一般品種の取扱いのほか、海外で育種された種馬鈴薯の国内販売権を有しております。国内の種馬鈴薯の生産者は年々減少しており、それに伴い生産量も減少傾向にあります。

海外の当社オリジナル品種は、一般品種とは異なる食味、加工適正、病虫

害抵抗性といった特徴を持っており、この優位性を生かした販売に努め、一般品種も含めた適正な数量の仕入管理を継続することで、馬鈴薯事業の収益の維持に努めてまいります。

④ 運送事業の収益の向上

運送事業を行う子会社「株式会社エス・ロジスティックス」は、営業基盤を関東圏に特化し、事業を展開しております。新規荷主の獲得に向けた営業の推進はもとより、配送業務の効率化、ドライバーの拡充を図りながら自社配送の比率を高めることで、収益の向上を目指してまいります。

⑤ 人材の育成について

当社の事業は、農業と密接に関わっております。近年の農業を取り巻く気象条件等の自然環境は多様に変化しており、それらへの有効的な対処が必要となっております。

当社は夏秋いちごの生産者に対し、生産指導を行っており、机上の学習では得ることができない経験を通じて学んでいくことが重要であります。また当社は、永年に亘り、夏秋いちごの品種開発も行っております。当社が蓄積してきた栽培、育種に関する技術、ノウハウを社内で共有、継承していくために、今後も優秀な人材の確保、育成に努める方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（2023年6月30日現在）

当社グループは、種苗の研究開発、種苗の生産販売、夏秋いちご「ペチカほのか（商品名 夏瑞／なつみずき）」及び「ペチカエバー（商品名 コア）」をはじめとした、いちご果実及び青果類の仕入販売を主な事業としております。

事業区分	主要製商品及び業務	売上高 (千円)	構成比 (%)
いちご果実・ 青果事業	いちご果実・青果・農業用資材	2,149,645	86.3
(内 訳)	いちご果実（自社品種・その他いちご果実）	1,865,645	74.9
	青果（ブルーベリー、バナナ等）	244,896	9.8
	資材（農業用生産・出荷用資材）	39,103	1.6
種苗事業	自社品種いちご苗・その他種苗（食用ユリ等） 四季成りいちごの栽培・育種技術に関する業務受託	93,042	3.7
馬鈴薯事業	種馬鈴薯・青果馬鈴薯	123,099	5.0
運送事業	配送業務	123,575	5.0

(8) 主要な事業所（2023年6月30日現在）

事業所名	所在地
本社	北海道上川郡東神楽町
東京本部	東京都江戸川区
中富良野研究農場	北海道空知郡中富良野町
東神楽研究圃場	北海道上川郡東神楽町
東神楽物流センター	北海道上川郡東神楽町
株式会社エス・ロジスティクス	埼玉県川口市

(注) 株式会社エス・ロジスティクスの登記上の所在地は北海道上川郡東神楽町であります。

(9) 従業員の状況（2023年6月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
いちご果実・青果事業	11（10）	1名減（4名減）
種苗事業	7（6）	1名増（1名増）
馬鈴薯事業	1（－）	－（－）
運送事業	18（－）	1名増（－）
全社（共通）	6（1）	－（1名減）
合計	43（17）	1名増（4名減）

(注) 1 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

2 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門及び研究開発部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
25（17）	－（4名減）	41.5	12.5

(注) 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2023年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社北海道銀行	12,008千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2023年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,648,000株
(2) 発行済株式の総数 762,000株（自己株式318株を含む）
(3) 当期末現在株主数 1,252名
(4) 発行済株式の総数に対する保有割合の高い株主（上位10名）

順位	株主名	持株数	持株比率
1	高 橋 巖	305,000株	40.04%
2	高 橋 ゆかり	22,000株	2.89%
3	大 橋 正 明	20,600株	2.70%
4	酒 井 直 行	17,200株	2.26%
5	鈴 木 直 則	16,000株	2.10%
5	㈱北海道銀行	16,000株	2.10%
7	宮 本 一 尊	8,100株	1.06%
8	長 瀬 泰	7,300株	0.96%
9	三 輪 禎 行	6,000株	0.79%
10	伊 藤 隆	5,500株	0.72%

（注）持株比率は、自己株式（318株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年6月30日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高橋 巖	代表取締役 会長	
政場 秀	代表取締役 社長	株式会社エス・ロジスティクス代表取締役社長
柿本輝明	取締役	弁護士 株式会社エヌ・ピー・シー社外監査役 セトラスホールディングス株式会社社外取締役
馬場文秀	取締役 経営管理部長	株式会社エス・ロジスティクス取締役
堤 直美	常勤監査役	公認会計士
上田 恵一	監査役	公認会計士
吉田周史	監査役	公認会計士

(注) 1. 取締役 柿本輝明氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 堤直美氏及び上田恵一氏の2名は、社外監査役であります。なお、堤直美氏及び上田恵一氏の2名とも公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 取締役 柿本輝明氏、監査役 堤直美氏及び上田恵一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 当社は、定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役である柿本輝明氏、社外監査役である堤直美氏及び上田恵一氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 取締役及び監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令で定める限度額を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原

因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを目的として決定されることを基本方針としております。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、月例の金銭報酬である固定報酬（以下「基本報酬」という）のみとし、会社法施行規則に定める業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しないこととしております。

また、当社の取締役に対する基本報酬は、当社の業績や経営内容、社会情勢、各役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して、毎期の定時株主総会開催後に開催される取締役会において、株主総会によって決議された報酬総額の範囲内において決定されるものとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数
		基本報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	41,100 (5,400)	36,600 (5,400)	4,500 (-)	4名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	7,200 (6,300)	7,200 (6,300)	- (-)	4名 (3名)
合計 (うち社外役員)	48,300 (11,700)	43,800 (11,700)	4,500 (-)	8名 (4名)

(注) 1. 上表には、2022年9月29日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役（社外監査役）1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬限度額は、1993年2月28日開催の第6回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。
3. 監査役の報酬限度額は、1993年2月28日開催の第6回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
4. 退職慰労金には、役員退職慰労引当金の当期繰入額を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役柿本輝明氏は、株式会社エヌ・ピー・シーの社外監査役であります。なお、当社と株式会社エヌ・ピー・シーとの間に特別の関係はありません。また、同氏はセトラスホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間に、いちご品種に係る共同開発を行うことを目的とした取引関係があります。

② 当該事業年度における主な活動状況

氏名	会社役員の地位	主な活動状況
柿本輝明	取締役	当事業年度中の取締役会は16回開催され、同氏はその全てに出席しております。同氏は弁護士であり、取締役会において、コンプライアンスの面から適宜に必要な発言を行っております。また、法律専門家としての豊富な見識に基づき、コンプライアンスに関する事項への助言など、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
堤直美	常勤監査役	当事業年度中の取締役会は16回開催され、同氏はその全てに出席し、監査役会は13回開催され、同氏はその全てに出席しております。同氏は公認会計士の資格を有しており、取締役会並びに監査役会において、専門の見地から適宜に必要な発言を行っております。

氏名	会社役員の地位	主な活動状況
上田恵一	監査役	<p>当事業年度中の取締役会は16回開催され、同氏はその全てに出席し、監査役会は13回開催され、同氏はその全てに出席しております。同氏は公認会計士の資格を有しており、取締役会並びに監査役会において、専門的見地から適宜に必要な発言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人ハイビスカス

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	10,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが、適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制については、以下のとおり整備しております。

(1) 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人による法令・定款の遵守が、あらゆる企業活動の前提であるとの認識のもと、すべての取締役は、そのための体制や施策等を整備する権限と責任を有し、経営管理部門担当役員は当社の法令遵守に対する取組みを横断的に推進する。この施策の一つとして、法令違反等の早期発見と是正を図るため、使用人が社内の法令違反又は不正行為を内部通報する仕組みを定める。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、その他取締役の職務の執行に係る重要な文書や情報を、法令や社内規程にそって適切に保存・管理する。取締役及び監査役は、法令や社内規程に従い常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク管理のための体制や施策等を整備する権限と責任を有し、経営管理部門担当役員は当社の法令遵守に対する取組みを横断的に推進する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役の職務分担を明確にし、業務分掌や職務権限に係る社内規程を設け、役割分担や指揮命令関係などを通じて業務の効率的な遂行を図る。
- ・ 定例の取締役会を原則として月1回開催するとともに、必要に応じて臨時に開催し、業務執行上の重要事項の決定並びに取締役の業務執行の状況の監督を行う。
- ・ 管理会計制度を充実させ、取締役会において定期的に管理会計上の実績を報告することにより、部門ごとの業績管理の徹底を図る。
- ・ 当社子会社においても、その規模に応じて当社の規程に準じた、社内規程等の整備を行わせるものとする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は、子会社管理規程を定め、子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。

- ・ 監査役は、取締役の職務の執行を監査する必要があるときは、子会社に対して営業又は会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を調査する。
 - ・ 内部監査室は、内部監査規程に基づき子会社の内部監査を実施し、内部管理体制等の適切性・有効性を検証する。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ・ 現在、監査役の職務を補助すべき専任の使用人は存在しないが、監査役から求められた場合には、内部監査室が、監査業務の専門性、独立性に配慮しつつ必要に応じて補助するとともに、追加の使用人の人材選定にあたり監査役と協議する。
 - ・ 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
 - ・ 監査役の監査にあたって、監査役が要望する場合には、内部監査室の監査結果を活用することができる。
 - ・ 内部監査室は監査役との協議の上、監査役が要望する場合には、内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。
- (7) **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ・ 当社の取締役は、監査役の出席する、取締役会等重要な会議において随時執行状況の報告を行う。
 - ・ 当社グループの取締役及び使用人は、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、法令・定款違反行為、取締役の不正行為並びに内部通報制度による通報内容のうち重大なものを、速やかに監査役又は監査役会に報告する。
 - ・ 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを禁止し、その旨を当社グループ役員及び使用人に周知徹底する。
- (8) **監査役職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項**
- 当社は、監査役が職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務に必要でないとい認められた場合を除き、速やかにこれに応ずるものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役は、監査役との間で定期的に意見交換を行う機会を設ける。
- ・監査役は、会計監査人と、両者の監査業務の品質及び効率を高めるための緊密な連携を図る。
- ・取締役は監査役が社内の重要な会議等に出席する機会を確保する。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

・コンプライアンス

取締役及び使用人による法令・定款の遵守が、あらゆる企業活動の前提であるとの認識のもと、年間を通じて全役職員にその方針の周知に努める他、法令違反等の早期発見と是正を図るため、当社担当取締役及び第三者機関を窓口とした内部通報制度を運用しております。

・リスク管理体制

取締役は、リスク管理のための体制や施策等を整備する権限と責任を保持して業務を執行しております。なお、当連結会計年度においては取締役会を16回開催し、法令等に定められた事項や、予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

また、生産物安全性について、当社グループが被る損失又は不利益を最小限とするために危機管理マニュアルを整備し、リスクが顕在化した場合には対策委員会を設置して、その指揮のもとに迅速な対応を行う体制を確立しております。

・監査役の監査体制

当社の監査役は、定時ないし臨時に監査役会を開催し、情報交換を行い、取締役会等の重要な会議に出席し、また、稟議書等を常時閲覧することを通じて監査の実効性の向上を図っております。また、会計監査人、内部監査室等と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

連結貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	961,831	流動負債	174,419
現金及び預金	577,913	買掛金	66,435
売掛金	329,933	1年内返済予定の長期借入金	3,996
棚卸資産	41,947	未払金	47,677
未収還付法人税等	1,037	未払法人税等	14,027
その他	11,030	その他	42,283
貸倒引当金	△32	固定負債	145,903
固定資産	146,208	長期借入金	8,012
有形固定資産	87,345	資産除去債務	3,179
建物及び構築物	40,525	退職給付に係る負債	41,582
機械装置及び運搬具	7,057	役員退職慰労引当金	93,130
土地	37,400	負債合計	320,322
その他	2,362	純資産の部	
投資その他の資産	58,863	株主資本	787,717
繰延税金資産	26,993	資本金	421,250
その他	31,869	資本剰余金	110,791
資産合計	1,108,040	利益剰余金	256,069
		自己株式	△393
		純資産合計	787,717
		負債・純資産合計	1,108,040

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,489,362
売 上 原 価		1,824,931
売 上 総 利 益		664,431
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		529,319
営 業 利 益		135,111
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
受 取 配 当 金	0	
債 務 勘 定 整 理 益	1,659	
補 助 金 収 入	1,046	
受 取 補 償 金	534	
そ の 他	725	3,971
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	79	
為 替 差 損	211	
そ の 他	1	293
経 常 利 益		138,790
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	81	81
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		138,871
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	22,109	
法 人 税 等 調 整 額	6,408	28,518
当 期 純 利 益		110,353
親会社株主に帰属する当期純利益		110,353

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2022年7月1日から
2023年6月30日まで）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年7月1日 残高	421,250	110,791	187,611	△278	719,374
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△41,895		△41,895
親会社株主に帰属する当期純利益			110,353		110,353
自己株式の取得				△114	△114
連結会計年度中の変動額合計	-	-	68,457	△114	68,342
2023年6月30日 残高	421,250	110,791	256,069	△393	787,717

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2022年7月1日 残高	-	-	719,374
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△41,895
親会社株主に帰属する当期純利益			110,353
自己株式の取得			△114
連結会計年度中の変動額合計	-	-	68,342
2023年6月30日 残高	-	-	787,717

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……………1社

連結子会社の名称……………株式会社エス・ロジスティックス

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………主として定率法

（リース資産を除く）ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 役員退職慰勞引当金…役員の退職慰勞金の支出に備えるため、当社は内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算上、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関し、当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

いちご果実・青果事業、種苗事業、馬鈴薯事業については、主にいちご果実、青果、自社品種いちご苗、種・青果馬鈴薯の販売を行っており、運送事業については、主に商品等の配送業務を行っております。顧客に対して商品等を納入することを履行義務として識別しており、顧客の検収時点において顧客が当該商品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

また、一部の取引について、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、当社グループの各事業における主な支払条件は履行義務の充足時点から通常1ヶ月以内であり、履行義務に対する対価に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「補助金収入」及び「受取補償金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「補助金収入」は70千円、「受取補償金」は32千円であります。

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「為替差損」は97千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	26,993千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識しています。繰延税金資産の回収可能性の判断においては、事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額を見積っています。このような見積りは、過去からの需要動向や市場価格等を勘案した販売数量及び販売単価の仮定に基づいておりますが、将来の不確実な天候条件や経済条件の変動等によって実際の結果と異なる場合があります、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- | | | |
|--------------------|----------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | | 469,009千円 |
| (2) 棚卸資産の内訳 | 商品及び製品 | 18,694千円 |
| | 仕掛品 | 17,682千円 |
| | 原材料及び貯蔵品 | 5,570千円 |

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末の株式数 (株)
普通株式	762,000	—	—	762,000

- (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末の株式数 (株)
普通株式	259	59	—	318

※ 普通株式の自己株式の株式数の増加59株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

- (3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年9月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	41,895千円	55円	2022年 6月30日	2022年 9月30日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年9月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	38,084千円	50円	2023年 6月30日	2023年 9月29日

- (4) 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については銀行借入による方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては与信管理規程に従い、主な取引先の信用状況を毎年把握する体制をとるとともに主要な取引先の財務状況を適宜モニタリングし、回収懸念の早期把握、軽減措置を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っています。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金は、営業取引に係る資金調達です。そのうち長期借入金（原則として5年以内）については、固定金利を選択するなどして支払金利の変動リスクの回避を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金 (※2)	12,008	12,008	—
負債計	12,008	12,008	—

※1 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

※2 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

※3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	577,913	—	—	—
売掛金	329,933	—	—	—
合計	907,847	—	—	—

※4 借入金の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	3,996	3,996	4,016	—	—	—
合計	3,996	3,996	4,016	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。
- ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2023年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	12,008	—	12,008
負債計	—	12,008	—	12,008

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	いちご果 実・青果	種苗	馬鈴薯	運送	計	
一時点で移転される財又はサービス	2,149,645	43,042	123,099	123,575	2,439,362	2,439,362
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	50,000	—	—	50,000	50,000
顧客との契約から生じる収益	2,149,645	93,042	123,099	123,575	2,489,362	2,489,362
外部顧客への売上高	2,149,645	93,042	123,099	123,575	2,489,362	2,489,362

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	23,514
契約負債（期末残高）	24,526

(注) 契約負債は主に、種苗事業における役務提供完了前に顧客から受け取った対価であり、一定期間の時の経過により収益へ振り替えられます。連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しており、当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債に含まれていたものは、23,514千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、予想契約期間が1年を超える取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,034.18円
1株当たり当期純利益	144.88円

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	888,346	流動負債	159,658
現金及び預金	519,122	買掛金	61,579
売掛金	317,629	1年内返済予定の長期借入金	3,996
商品及び製品	18,694	未払金	44,379
仕掛品	17,682	未払費用	1,784
原材料及び貯蔵品	5,397	未払法人税等	14,027
前払費用	6,097	前受金	24,526
その他	3,755	預り金	2,426
貸倒引当金	△32	その他	6,938
固定資産	138,311	固定負債	134,078
有形固定資産	87,271	長期借入金	8,012
建物	21,699	資産除去債務	2,533
構築物	18,825	退職給付引当金	30,403
機械及び装置	4,878	役員退職慰労引当金	93,130
車両運搬具	2,178		
工具器具備品	2,288	負債合計	293,737
土地	37,400	純資産の部	
投資その他の資産	51,040	株主資本	732,921
出資金	79	資本金	421,250
長期前払費用	1,698	資本剰余金	110,791
繰延税金資産	22,576	資本準備金	110,791
敷金及び保証金	21,100	利益剰余金	201,273
その他	5,585	利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	196,273
		繰越利益剰余金	196,273
		自己株式	△393
資産合計	1,026,658	純資産合計	732,921
		負債・純資産合計	1,026,658

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,365,787
売 上 原 価		1,735,424
売 上 総 利 益		630,363
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		497,178
営 業 利 益		133,184
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5	
そ の 他	2,914	2,919
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	79	
そ の 他	213	293
経 常 利 益		135,811
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	84	84
税 引 前 当 期 純 利 益		135,895
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	21,314	
法 人 税 等 調 整 額	6,053	27,367
当 期 純 利 益		108,527

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2022年7月1日から
2023年6月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2022年7月1日 残高	421,250	110,791	110,791	5,000	129,641	134,641	△278	666,404
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△41,895	△41,895		△41,895
当期純利益					108,527	108,527		108,527
自己株式の取得							△114	△114
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	66,631	66,631	△114	66,516
2023年6月30日 残高	421,250	110,791	110,791	5,000	196,273	201,273	△393	732,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
2022年7月1日 残高	—	—	666,404
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△41,895
当期純利益			108,527
自己株式の取得			△114
事業年度中の変動額合計	—	—	66,516
2023年6月30日 残高	—	—	732,921

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……主として定率法

（リース資産を除く）ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社は内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関し、当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

いちご果実・青果事業、種苗事業、馬鈴薯事業については、主にいちご果実、青果、自社品種いちご苗、種・青果馬鈴薯の販売を行っております。顧客に対して商品等を納入することを履行義務として識別しており、顧客の検収時点において顧客が当該商品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

また、一部の取引について、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、当社の各事業における主な支払条件は履行義務の充足時点から通常1ヶ月以内であり、履行義務に対する対価に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産残高	22,576千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 410,760千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債務 8,644千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- 仕入高 14,361千円
- その他営業費用 113,181千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

- 普通株式 318株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	9千円
未払事業税	1,386千円
繰越欠損金	84,907千円
棚卸資産	534千円
退職給付引当金	9,260千円
減損損失累計額	34,985千円
役員退職慰労引当金	28,367千円
関係会社株式評価損	12,184千円
資産除去債務	771千円
その他	100千円
繰延税金資産の小計	172,507千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△66,795千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△83,135千円
評価性引当額の小計	△149,930千円
繰延税金資産の合計	22,576千円
繰延税金資産の純額又は繰延税金負債の純額 (△)	22,576千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 エス・ロジス ティックス	100%	当社商製品の 配送 役員の兼任	いちご果実等配送	127,543	買掛金 未払金	832千円 7,811千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

商品の配送運賃についての、価格その他の取引条件は、一般的な取引条件と同様に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	962.24円
1株当たり当期純利益	142.48円

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

株式会社ホープ
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス 札幌事務所

指 定 社 員 公認会計士 堀 口 佳 孝
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 北 村 ル ミ 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ホープの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホープ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

株式会社ホープ
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス 札幌事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 堀 口 佳 孝

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 北 村 ル ミ 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホープの2022年7月1日から2023年6月30日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月16日

株 式 会 社 ホ ー プ 監 査 役 会

常勤監査役(社外監査役)	堤	直	美	Ⓢ	
社外監査役	上	田	恵	一	Ⓢ
監 査 役	吉	田	周	史	Ⓢ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、利益配分について、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しながら、安定配当を継続、維持しつつ業績を考慮して、積極的な配当政策を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を総合的に勘案して以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき50円
配当総額38,084,100円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2023年9月29日

第2号議案 取締役4名選任の件

当社現任取締役4名全員は本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	たか はし いわお 高橋 巖 (1953年1月26日生)	1979年4月 金印わさび株式会社入社 1987年6月 当社設立 代表取締役社長就任 1997年8月 株式会社西村(2001年10月1日付で当社と合併) 代表取締役社長就任 1998年10月 同社代表取締役会長就任 2013年9月 当社代表取締役会長就任(現任)	305,000株
[取締役候補者とした理由] 当社創業者であり、長年に亘り社長として当社の経営を牽引、現在は代表取締役会長を務めております。引続き豊富な経験や見識を活かして、当社グループの発展に貢献することができることから、選任をお願いするものであります。			
2	まさ ば ひずる 政場 秀 (1959年9月12日生)	1991年4月 学校法人国際科学技術学園勤務 1993年6月 当社入社 2006年4月 当社経営企画部長就任 2008年9月 当社取締役就任(経営企画部担当) 2012年7月 当社取締役副社長就任 2013年9月 当社代表取締役社長就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エス・ロジスティックス代表取締役社長	4,000株
[取締役候補者とした理由] 2006年4月から経営企画部長、2008年9月から取締役として、経営企画部担当、副社長を歴任して、2013年9月から代表取締役社長を務めております。引続き豊富な経験や見識を活かして、当社グループの発展に貢献できることから、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	かきもとてるあき 柿本輝明 (1962年12月21日生)	1985年4月 三井物産株式会社入社 1995年4月 弁護士登録 1998年1月 柿本法律事務所設立(現任) 2001年9月 当社社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エス・ビー・シー社外監査役 セトラスホールディングス株式会社社外取締役	5,000株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として法務及び財務に関する知見を有しており、その専門性及び経営に関する独立性・客観性の観点から、助言・提言ができることから、選任をお願いするものであります。			
4	ばばふみひで 馬場文秀 (1958年11月3日生)	1977年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1998年11月 株式会社北洋銀行入行 2008年10月 当社入社 当社管理部長就任 2013年9月 株式会社エス・ロジスティックス取締役就任(現任) 2020年9月 当社取締役経営管理部長就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エス・ロジスティックス取締役	1,500株
[取締役候補者とした理由] 2013年9月から子会社株式会社エス・ロジスティックス取締役、2020年9月から当社取締役経営管理部長を務めております。今までの経験や見識を活かして、当社グループの発展に貢献できることから、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 柿本輝明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 柿本輝明氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本議会終結の時をもって22年間あります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
4. 当社は、定款において取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、取締役候補者である柿本輝明氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間

の責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- 取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令で定める限度額を限度として、その責任を負う。
- 上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役候補者雨木若慶氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
あまきわかのり 雨木若慶 (1958年9月5日生)	1981年3月 筑波大学第二学群農林学類卒業 1981年4月 名古屋大学大学院農学研究科農学専攻入学 1985年3月 名古屋大学大学院農学研究科農学専攻後期課程退学 1985年4月 東京農業大学農学部農学科有給副手採用 2011年4月 東京農業大学農学部農学科教授昇格(現任)	一株
[補欠の社外監査役候補者とした理由] 直接会社経営に関与したことはありませんが、農学博士として東京農業大学の教授を務められており農業及び教育分野でのその多様な経験と専門的知識を活かし、客観的な立場から、監査の妥当性確保などの社外監査役としての職務を適切に遂行していただけることから、選任をお願いするものであります。		

- (注)
1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 雨木若慶氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 雨木若慶氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間に責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令で定める限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：北海道旭川市4条通9丁目1703番地
 旭川北洋ビル 8階 大ホール
 T E L 0166 (26) 3333



交通：J R旭川駅からタクシーで約5分（徒歩で約10分）